

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2522号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

科学技術は、どんどん進歩してきます。それを、人間のより良い暮らしに役立ててこそ、意味があります。ところが、この「より良い」暮らしとは、というと、まだまだ深く考えられていません。科学技術が一人歩きしていくと、いろいろな問題が起きます。世の中が便利になったのに、多くの人は疲れ果てています。

日本はこれまで「物」を一生懸命作って、豊かになったと喜んでいました。その生産の仕組みは、資源を使い捨てるような方法だったのです。しかし、地球資源には限りがあります。生物が体内で行っているような生化学反応に学んで、資源が循環して利用されていく生産の方法を、これからは生み出し、いかなければなりません。



梅雨入り

### 「物」から「心」の時代へ

筑波大学名誉教授 村上 和雄

生物系を謙虚に見つめてみようと、常に個と全体のバランスがとれています。細胞は、遺伝子の指令に従って働いています。一つは自分の細胞維持のために、もう一つは、他の細胞と協力して、器官や個体全体の維持のためにも見事に働いています。

その時、その掟を破っているのがガン細胞です。自分だけドンドン増殖して、周りの臓器などを死に追いやり、その結果、身体全体がダメになり死亡します。その時は、細胞自身も死ぬのです。人間は「我が身が大切」。しかし、

他の人もまた、「我が身が大切」なのです。生きとし生けるものは、すべて「我が身が大切」なのです。その限度がすぎて、全体のバランスが壊れた時、全体が破壊します。大自然の思いに沿って働く時、素晴らしい力ができます。

人生の喜びは、それぞれの可能性が全体の調和の中で花開いてこそ味わえます。人間に与えられた可能性を、いかに活かすか。大きく花開くことを目指して、個人と全体がダイナミックにイキイキと生きていく、それが、より良い暮らしではないでしょうか。

これからは、それぞれの個性を認め合って、みんなと一緒に楽しもうという心が必要です。それが、最終的に世界全体の幸せにつながるのではないのでしょうか。

### もくじ

政 策	総務省が合併新法の「基本指針」告示 .....	(2)
フォーラム	自然と文化と環境のまち・直島 = 香川県直島町 .....	(5)
情 報	カプセルNOW&NEW .....	(9)
随 想	宇宙ロケットエンジン .....	秋田県田代町長 吉田 光明.....(11)

# 総務省が合併新法の「基本指針」告示

## 「1万人未満市町村」対象に県が「構想」作成へ

総務省は5月31日、合併新法に基づく「基本指針」を告示するとともに、総括審議官名の「構想の作成について」を各都道府県あて通知した。「基本指針」は、都道府県が市町村合併を推進するため作成する「構想」の「対象市町村の組合せ」に「おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村」など3類型を明記。さらに、合併新法の「合併協議会の設置勧告」や「協議推進の勧告」などを踏まえて「合併推進のために必要な措置」も盛り込むよう求めた。旧合併特例法で市町村数は1、882団体（来年3月31日現在・予定）に減少するが、なお半数超の市町村は残る。これまでの平成の大合併では、全国の市町村は合併特例債などの「アメ」を前に「合併か」「自立か」の選択を迫られたが、今後も残る市町村は、新たに都道府県知事の「あつせん」「勧告」を背景とした「自主的な合併」の選択を迫られることになる。

今年4月から施行されている合併新法（5年間の限時法）は、旧合併特例法の「合併算定替」や「議員の在任特例」などの支援措置は残したものの、財政支援措置の目玉だった「合併特例債」は廃止。その代わり、総務大臣が定める「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」（基本指針）に基づき、都道府県が「市町村の合併の推進に関する構想」（構想）を作成。知事が、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん・調停を行う知事が合併協議会設置または合併

協議推進勧告により、市町村合併を推進する など、都道府県による合併推進」を全面に打ち出したのが特徴だ。

◆合併の「組合せ」に3類型「基本指針」

総務省が告示した「基本指針」は、合併新法に基づき都道府県が市町村の合併を進めるために作成する「構想」の「基準」などを示したもので、「合併を推進するための基本的な事項」「構想を定めるに当たりよるべき基準」を規定。うち、「基本的な事項」

では「合併を推進する必要性」として、旧合併特例法で市町村合併が成果を挙げたと評価する一方、「地域ごとの進捗状況には差異が見られる」と指摘。このため、地方分権の一層の推進、人口減少社会、広域的行政への対応、より効率的な行政運営の実現、などの要請に応えるため、合併新法の下、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある」とした。

その上で、「合併新法における市町村の合併の基本的考え方」として、都道府県が「構想」を作成し、同構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあつせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができると、都道府県が「合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされている」と強調。併せて、合併新法では合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できる、引き続き合併算定替、地方税の不均衡課税、議員の在任特例などが講じられることを紹介した。

さらに、「政府における合併推進のための施策」として、市町村合併に関する広報パンフレットの作成やホームページの活用など広報・啓

発、情報提供 総務省の「市町村合併相談センター」での個別具体の相談、内閣府の「市町村合併支援本部」（本部長・総務大臣、本部長・全副大臣）における連携措置、合併新法に基づく審議会等の運営経費・構想作成経費の地方交付税措置、などの支援措置を講ずるとしている。

一方、「よるべき基準」では、都道府県が「構想」を定める（変更も含む）ために必要となる「審議会」について、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行う」よう求めた。

さらに、「構想の内容」では、「次に掲げる事項を定めること」として、「市町村合併の推進に関する基本的な事項」「市町村の現況・将来の見通し」「構想対象市町村の組合せ」「合併を推進するために必要な措置」について具体的に示した。

うち、「基本的な事項」では、「都道府県内における市町村の望ましい姿」「合併推進の必要性」「合併推進に当たっての都道府県の役割に関する基本的な考え方、方針」を示すこととした。また、「現況・将来の見通し」では、合併推進の必要性を明らかにするため、「市町村の行政運営、財政状況の現況」「人口や高齢化の今後の見通し」などを示すこととした。その上で、構想対象市町村の組合せとして、「おおむね以下に掲げる市町村をその対象とすること」とし、「生活圏域を踏まえた行政区区域の形成を図ることが望ましい市町村」更に充

政 策

実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特別市等を目指す市町村「おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村」の3類型を挙げた。なお、「小規模な市町村」については、「地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で合併を行った経緯についても考慮すること」とした。

「合併推進のために必要な措置」では、「合併新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあつせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと」とした。

置を示すこと」とした。

◆「組合せ」は「一通り」を原則「通知」

各都道府県に通知した総括審議官「通知」は、「構想」の作成に関して「参考にすべき事項」について示したもの。

「通知」は、市町村合併の必要性について、合併の進捗状況が都道府県によりかなりの差がみられるほか、合併が比較的進んでいる都道府県でも、様々な事情によって合併することができなかつた地域、生活圏域を踏まえた行政区域の形成が達成されたとはいない地域、小規模な市町村がなお存在する地域、等もあると指摘。合併新法の下で合併を進め

る必要のある「地域」をより具体的に示した。

その上で、「構想の作成時期」について、「できる限り早期に作成することが望ましい」とし、「可能な限り平成17年度中に作成すること」とした。また、「まず都道府県の一部地域のみを対象として構想を作成し、その後構想対象市町村を追加、変更するなど、構想を段階的に作成することも可能である」とした。旧合併特例法でも合併せずに残った市町村の中には、住民投票の「合併反対」を受けて合併を拒否した市町村や、合併協議をめぐる「紛糾」から合併に至らなかつた市町村も多い。このため、これらの市町村には合併新法の期間「5年間」を視野に入れて、満を目安とする小規模な市町村」が明示されている。

しかしながら、それぞれの町村は歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件が異なっているため、構想の作成に当たっては、「指針」にも明記されている「地理的条件や人口密度、経済事情」等を重視し、地域の実情を十分踏まえたものとする。

3、構想に基づき合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあつせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができることとされているが、あくまで自主的な合併に必要な助言、情報の提供等にとどめるべきこと。  
4、合併ができない・しない町村に対し、制裁的な財政措置を講じるようなことは絶対に行わないこと。

時間をかけて「構想」の合併対象市町村に選定することも認める配慮をしたものだ。

なお、旧合併特例法で市町村数が半数以下となるなど、市町村合併が大幅に進んだ県には「構想」策定に消極的な考えもみられるが、総務省では、合併新法で「都道府県は、基本指針に基づき、構想を定めるものとする」と明記されていることから、全都道府県で作成する必要があるとしている。

また、「構想」作成のため意見を聴く「審議会」等は都道府県が条例で設置するが、必ずしも「市町村合併推進審議会」という名称を使用する必要はなく、既存の審議会の活用も可能とした。なお、審議会では「それぞれの市町村が将来にわたりのように市町村を運営していくか等についての基本的な方針を聴くこと」とした。さらに、その際には、市町村が、当該方針に関する積極的な情報提供を行うなど住民に対する説明責任を果たし、住民の十分な理解を得ているかというような観点からの検討も行うよう求めた。併せて、「新地方行革指針に基づき市町村が作成する『集中改革プラン』も参考にすること」とした。

これらは、「基本指針」が定める合併推進に関する基本的な事項、市町村の現況及び将来の見通しを「構想」に記述する際の参考とするため市町村から意見を聴くよう求めたもの。総務省では、全市町村を対象にヒアリングする必要はないとの方

●全国町村会・全国町村協議会議長会●

「基本指針」に対する要請

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）と全国町村協議会議長会（会長・中川圭一京都府園部町協議会議長）は、6月1日、「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に対する要請」を麻生総務大臣、麻生全国知事会会長、米田全国都道府県協議会議長会会長など関係先に提出した。

「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に対する要請について

昨日、総務省より「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な

記

1、自主的な市町村合併の推進に関する構想を作成するため、都道府県に設置する審議会には、関係町村長及び議長を参画させること。  
2、構想では合併の対象となる市町村の組合せを示すこととされ、「指針」では、その対象となる市町村の1つとして「おおむね人口1万人未



針だが、構想の対象となる市町村や、特に「自立」を目指す市町村は、今後も続く厳しい財政環境の中で本常に「自立」で経営していけるのか、さらに「自立」の方針が市町村内部だけの方針ではなく住民の理解など「住民の説明責任」を果たしているか否かも聴かれることが予想される。

このほか、「構想の内容」に関連して、「構想対象市町村の組合せについては、原則として一通りとする」とした。旧合併特例法で各都道府県が作成した「合併パターン」では、多くの都道府県が複数の「合併パターン」を作成していたが、今回は都道府県が「勧告」等で個別具体的に合併を推進していくなど事情の変更を考慮したものとみられる。なお、構想の対象となる「1万未満市町村」については「基本指針」が「考慮する」とした要件について、総務省は、「地理的条件」については各都道府県の判断に委ねる方針だが、「旧合併法での合併した経緯」(旧合併特例法で合併したが1万人に満たない市町村)については、都道府県が必要と考えればさらに「第二弾の合併」も検討してほしいとの意向が強い。

また、「構想」に盛り込む「合併推進に必要な措置」について、「次の事項にも留意の上、必要な記述を行うこと」とし、その留意事項に「都道府県における市町村の合併を支援するための全庁的な体制の構築が望まれること」、「新法において、合併協議会設置勧告、合併協議会に係る

あつせん及び調停、合併協議推進勧告等についての措置が設けられていること」を挙げた。この「勧告」等については、「基本指針」でも「合併新法において、合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえて、各都道府県が必要と考える措置を示すこと」と規定しており、「構想」に必ず書き込むこととはなっていないが、総務省では、このほか都道府県がこれまで取り組んでいた措置等も含めて必要な場合は盛り込むよう求めたい意向だ。

なお、「勧告」の仕組みをみると、「構想」の対象となった市町村で合併協議会が設置されていない場合は、知事が「合併協議会設置の勧告」(地方自治法252の2)を行い市町村長が合併協議会設置協議を議会に付議、議会が否決した場合は、市町村長が住民投票請求、市町村長が住民投票を請求しない場合は住民が直接請求・住民投票で過半数の賛成の場合は合併協議会が設置されることになる。また、合併協議会が設置されている場合は、都道府県知事は申請に基づき市町村合併調整委員を任命しあつせん・調停するほか、「合併協議推進勧告」を行う。その場合、都道府県知事は勧告に基づいて講じた措置の報告を求めることができる、となっている。

### ◆小規模町村と遅れた県が対象？

合併新法に基づく「基本指針」の

告示を受けて、今後は都道府県が作成する「構想」を基に市町村合併を推進するなど、平成の大合併は第2ステージに入る。

総務省は、今後の市町村合併の必要性について、「基本指針」で、地方分権の一層の推進、人口減少社会・広域的行政への対応、より効率的な行財政運営の実現を挙げた。また、合併の進捗状況が「都道府県により、かなりの差がみられる」とを指摘した。さらに「通知」では、合併が進んでいる都道府県でも、なお様々な事情で合併できなかった地域、生活圏を踏まえた行政区域の形成が達成されていない地域、小規模な市町村が存在する地域が残っているとして、これらの地域での合併推進の必要性を指摘した。

総務省では、合併が遅れている都道府県では「小さな市町村が数多く残つて」おり、その結果、「全国レベルでみると市町村の規模のバラツキが大きくなっていることを指摘。このため、「均衡ある市町村合併の進展の必要性を強調している。「基礎自治体の規模」を均一化しようとの発想には評価が分かれるところだが、旧合併特例法での合併による市町村数の減少率をみると、広島県の73%減をトップに愛媛、長崎の各県でも7割台の減少となっている一方、豊かな大都市が多い東京都や大阪府(各2%減)、神奈川県(5%減)では減少率が極端に低く、このほか8道県では2割台、6県でも3割台にとどまっているなど、都道府県に

より大きなバラツキが存在するのも事実だ。

「基本指針」では、「新しい視点を加えつつ、引き続き市町村合併を全国的に市町村合併を推進していく必要がある」としているが、合併新法では「都道府県の役割」を前面に打ち出しているだけに、特に、合併が進んでいない都道府県では、知事の判断・対応が今後の市町村合併に大きな影響を与えることになりそうだ。さつそく、全国町村会と全国町村協議会が「基本指針」が告示された翌6月1日、国と都道府県に「市町村合併をいかなる形であれ強制することのない」よう求める連名の要請書を各方面に提出したのも、これらの危惧を背景にしたものといえよう。

さらに、合併新法を答申した第27次地方制度調査会答申(平成15年11月)では、今後の検討課題に「窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務処理を義務づける特例的団体の制度導入についても引き続き検討する必要がある」とした。同構想を提案した西尾勝委員は、「合併新法後には、当然検討する」との意向を各方面で明らかにしている。合併新法はこれから動きですが、期間は5年間と短い。今後、市町村は、「ポスト合併新法」の動向も視野に入れながら、合併新法への対応が求められそうだ。

(自治日報社 井田 正夫)

フォーラム

●町村独自の地域振興事例紹介●

現地レポート

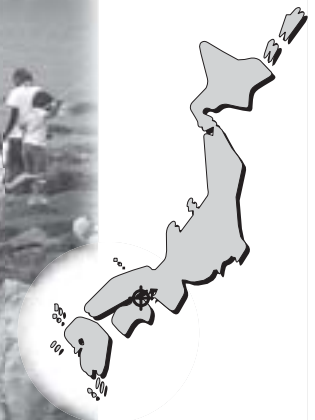
# 自然と文化と環境のまち・直島

## ～環境をキーワードとしたまちづくり～

▶なおしま自然探検隊(海辺の生き物の観察風景)



直島町全景



香川県

なおしまちょう  
**直島町**

直島町は、香川県高松市の北方約13キロメートル(フェリーで約1時間)、岡山県玉野市の南方約3キロメートル(フェリーで約20分)に位置する、大小27の島々からなる群島の町です。

瀬戸内式の穏やかな気候と白砂青松の美しい自然に恵まれ、古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄えてきました。

27の島のうち有人島は3島のみで、その中心となる直島は、北部が金・銀・銅などの製錬を行っていた三菱マテリアル(株)直島製錬所とその関連企業が立地する工業エリア、中央部が近代的な建築美を誇る幼・小・中学校などの文教施設が隣接する文教・行政エリア、南部がベネッセハウスやシーサイドパーク、地中美術館をはじめ、町営のふるさと海の家の「つつじ荘」やつり公園のある文化・リゾートエリアとなっています。

▼直島町の概要



直島環境センター  
(豊島廃棄物等中間処理施設)

昭和30年代の半ばには8千人近い人が住んでいましたが、企業の合理化や便利な暮らしを求めて転出する人の増加により、現在は半分以下の3千5百人ほどの人口となっています。

## ▼「エコアイランドなおしまプラン」

### 策定の背景

平成11年8月、当時日本最大の産業廃棄物不法投棄事件として全国から注目されていた豊島の産業廃棄物等を、直島に中間処理施設を建設して処理したいという香川県からの提案を受けました。

この施設の受入を検討する過程で、町としては「公害のないこと」「活性化につながること」「デメリッ

ト等に適切に対応すること」「町民の賛同を得ること」という四つの条件を県に提示し、町民説明会を何回も開催して一つ一つ問題を解決し、様々な議論を尽くした上で、これらがクリアできたとして平成12年3月に受入を決定しました。

この決定に至るには、風評被害を心配して受入に反対していた直島漁協の「町の将来のためには受入やむなし」という苦渋の決断や、町の発展のためならばという町民の英断があったことを忘れてはなりません。

この受入を契機として、新たな産業と雇用を創出し、21世紀において町の活力と発展を維持するため、循環型社会のモデル地域となることを目指して、香川県とともに「エコアイランドなおしまプラン」を策定しました。

### 環境産業の誘致

この「エコアイランドなおしまプラン」が平成14年3月に国の承認を受けたことから、既存の製錬施設を活用するリサイクル事業として、三菱マテリアル㈱による溶融飛灰再資源化施設と有価金属リサイクル施設が建設され、香川県の豊島廃棄物等中間処理施設とともに、このプランのハード事業を構成しています。

これらの施設は、これまで再資源化が困難なため、最終処分されていた産業廃棄物を都市鉱山と位置づけ、これらから社会に有用な資源を回収し、埋立処分量の削減など広域的な循環型社会の構築に貢献するものです。

また、施設は一般に公開し、リサイクル現場を見学できる環境教育・環境学習施設として利用するとともに、周辺環境に影響を及ぼさないように万全の措置を講じた上で、廃棄物の処理に関するデータ等は積極的に公開しています。

### 環境調和型のまちづくり

エコアイランドなおしまプランでは、ハード事業と並び様々なソフト事業の推進も重要な柱として位置づけられており、住民・事業者・行政が一体となって環境と調和したまちづくりに取り組むこととしています。

その推進母体として、町内の各種団体や企業の代表者、有識者、町県による「エコアイランドなおしま推進委員会」を平成14年5月に設立して、ソフト事業を総合的に推進しているところ です。

ハード事業と違って、その効果がすぐには見えにくいソフト事業ということで、推進委員会の中でも早い時期に具体的な成果を求める声が再三出されていますが、十分に検討を加えながら一つ一つ着実に取り組みを進めています。

これまでに取り組んできた事業としては、エコアイランドなおしまプランのホームページ (<http://www.pref.kagawa.jp/haitai/ecoisland2/index.htm>) の開設、各種ハンフレットの作成、環境シンポジウムの開催、環境学習ツアーの試行、県内小・中・高校の環境教育担当教諭の現場学習会、旅行会社との意見交換会、まちの案内所など見学者受入体制の

整備、スラグ入り植木鉢と球根等の配布などがあり、平成17年度にはスラグ入りの粘土を使った陶芸などの体験学習ができる施設を作りたいと、町内の空き家を借り上げる準備をしているところです。

このような事業を通して町民の意識も徐々に高まってきていますが、胸を張って「環境調和型のまちづくり」を進めていると言つたためには、さらに取り組みを強化していく必要があると思つています。

「うい・らぶ・なおしま」の活動ソフト事業の一つとして、平成14～15年度の2カ年、環境の島・なおしまワークシヨップを立ち上げて、住民主体の取り組みを進めてきました。最初にワークシヨップのメンバーを募集した時には、「ワークシヨップって何?」という感じで、公募+一本釣りでようやく人数が集まったという状況だったので、環境問題のワークシヨップを専門的に取り組んでいるコンサルの力もあって、2年目の3月には、「うい・らぶ・なおしま」といつて「こんな直島にしたい十の提案」という成果をとりまとめることができました。

その提案というのは、

一 みどり ゆたかな なおしま

二 昔からある自然を取り戻そう

三 クリーンな島 なおしま

四 美しい島 なおしま

五 景観や文化にこだわろう

なかのごみをなくそう



フォーラム

みどり創生in直島 (山林火災跡地への植樹)



五 たいけん なおしま 直島の自然と遊ぼう  
六 うい らぶ なおしま しまを好きと言おう  
七 おいしい なおしま 本物を食べさせる場所をつくろう  
八 もてなす なおしま 何を好きと言おう  
九 つながる なおしま 瀬戸内に日本に世界につながる  
十 わたしの なおしま わたしがつくる、未来の直島  
というもので、それぞれを実現させるために27のプログラムが考えられました。

みどり創生in直島 (山林火災跡地への植樹) 学びました。

いろいろな調べてみたところ、岡山県笠岡市がこういうイベントに力を入れており、何とその会場が直島の国際キャンプ場ということを知り、さっそく笠岡市役所の担当の方に話を聞かせてもらうとともに、実際にそのイベントに参加してノウハウを

なおりま」です。このグループの活動初年度となる平成16年度には、なおしま自然探検隊の実施、独自のホームページ(<http://www.weloveaoshima.com/>)の立ち上げ、里親制度による町内各所への植樹の実施、Tシャツプロジエクトの実施の四つの事業を行いました。 やつと2年目に入ったばかりのグループですが、メンバーが約15名と少ないので、この活動をさらに広げていくためには、もっともっとメンバーを増やして、この輪を大きくしていくことが必要だと思っています。

人口減少対策

結婚促進事業

平成10年頃に町内の独身者の状況を調べてみたところ、25歳〜45歳の結婚適齢期と思われる年代の独身者が、男性が約180名、女性が約90名という結果が出たため、離島で異性と出会う機会が少ないというハンデを背負っているのを何とかしようと、アンケート調査をしてから男女交流イベントを開催することになりました。

男女交流イベント(カップルでゲーム)



そして、平成11年9月に初めての交流イベント「彼と彼女」Zozoshibiを実施したところ、男女共に50名弱の参加者が集まり、16組のカップルが成立しました。 ここまでは良かったのですが、その後の状況を調べてみると、おつきあいが続くカップルが少なく、結局結婚したのは1組だけという結果に終わりました。 その後、毎年イベントを実施しているのですが、噂が広がるのが早い田舎のため、イベントの翌日には誰と誰が参加していたという噂が町中に広まってしまうということで、男性の参加が年々少なくなっていました。

るものの、結婚まで進んだのはわずか4組というものでした。 そこで、6年目となった平成16年には町外へのバスツアー形式のイベントに変更し、少数精鋭で神戸の豪華ホテルに宿泊してカップル成立率の向上を目指したところ、男性13名のうち7名がカップルになり率にすると5割を越えました。 ただし、これもその後の状況を調査すると長続きしているカップルが少ないということで、次回からは事前に女性の面接をして、本当に結婚したい人に参加してもらおうと考えています。 いずれにしても、結婚相談所がしているような仕事を行政がやっているということ、難しい面や勉強不足の面があることは確かですが、何とか一人でも多くの独身者に結婚してもらいたいと、今後もこの事業は町の重要施策として取り組んでいくつもりです。

住宅対策

本町の人口の減少は昭和30年代半ばから続いており、交通の便や医療・教育の問題などいろいろなことが影響していると思いますが、住みたくても家が無くして住めないという人も確かにいます。

また、最近直島が007の小説「赤い刺青の男」に登場したり、地中美術館などの完成により交流人口が増えたりすることから、直島に移住したいという問い合わせも増えてきました。 町内には空き家が多くあることが

フォーラム

ら、これらが必要としている人に貸せるシステムがあれば、少しでも人口の増加が図れると考えています。

しかし、現に人は住んでいなくても、仏様が住んでいる、盆・正月には帰省している等の理由で、特にそのまま住めるような住宅はなかなか貸してもらえません。

現在、町内の空き家の実態調査を行っており、住めそうな住宅の持ち主に意向調査をして、一軒からでも貸してもらえれば住宅を確保したいと思っています。

これからの取り組み

海の駅の建設

現在進められている宮浦港の改修工事に合わせて、直島の玄関口にふさわしいターミナル施設として、平成17、18年度において海の駅を建設します。

この施設は、有名な建築家に設計を依頼していますので、どこにもないようなすばらしい施設になるものと期待しています。

これが完成すれば、直島の見所がまた一つ増えますので、ぜひ一度おいでいただけたらと思います。

特産品の開発

直島に来てもお土産がないという声が多かったことから、平成16年度から3年間、県の補助を受けながら特産品の開発に取り組んでいます。

具体的には、鯛の浜焼きなど新鮮な地の魚を使った料理や、三菱マテリアルの金を使った金箔入り焼酎など、製品化間近のものもいろいろあり

ますので、直島に來られた時は、ぜひご購入いただきたいと思ひます。

災害復旧と防災対策

平成16年1月に発生した大規模山林火災、同年8月から10月にかけて相次いで襲来した台風による高潮災害・土砂災害は、直島に大きな爪痕を残しました。

緑化事業を官民一体となって進めるなど、その復旧に全力で取り組んでいるところですが、これらの災害の教訓を生かし、近く起きるとされている南海地震等への対策も含めて、防災計画の見直しや自主防災組織の立ち上げなどに取り組んでいます。

まとめ

経済の低迷や国の三位一体の改革の推進等により、直島町も他の自治体と同様に財政的には非常に厳しくなっています。

しかし、離島の町であることから、合併についてはメリットよりデメリットの方が大きいと判断し、合併せずに単独でがんばっていきたいと考えています。

そのためには、精一杯の行財政改革を進めるのが当然として、町民の皆様や企業と共に「環境」をキーワードとして「アート」というスパイスを加えた魅力的なまちづくりを進め、離島でもがんばればやれると信じて、瀬戸内海にキラリと輝く活気にあふれる町を目指してがんばりたいと思っています。

(直島町長 濱田 孝夫)

自治体ブランドの創造と発信に向けて

# 自治体総合フェア2005

<http://www.noma.or.jp/lgf/>

●会期：2005年7月13日(水)～15日(金) 10:00～17:00 展示会とカンファレンス・セミナーで構成する

●会場：東京ビッグサイト (東京国際展示場) 行政サービスの課題解決を探るコンベンション型展示会

●後援：総務省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、130社を超える出展企業・団体が課題解決のため各種製品・システム・ソリューションを提案・展示・実演いたします。

●後援：全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会連合会、全国市議会連合会、全国町村議会連合会、東京都、NNK

カンファレンス

基調講演・経営カンファレンス  
各テーマセミナー

展示会

電子自治体ゾーン

行政アウトソーシング

地域活性化ゾーン

高齢社会を支える地域ケアカ!

同時開催フェア 公共性をテーマに4展示会が同時開催

国際モダンホスピタルショー2005 <http://www.noma.or.jp/hs/>

病院・福祉施設住環境フェア2005 <http://www.noma.or.jp/hwl/>

出展社・セミナー内容問い合わせは、ホームページ又は、下記事務局へ

**社団法人 日本経営協会**

自治体総合フェア事務局 E-mail:lgf@noma.or.jp  
在宅ケア事務局 E-mail:hcs@noma.or.jp  
TEL (03) 3403-1336 FAX (03) 5413-4327  
〒151-8536 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

**FAX:(03)5413-4327**

この請求票をコピーしてFAXにてお送りください。  
ご案内(招待券)をご送付します。

氏名	希望枚数	枚
e-mail		
団体名		
所属・役職		
所在地		
TEL		
FAX		

在宅ケア2005

<http://www.noma.or.jp/hc/>

在宅介護・看護・医療ゾーン

ヘルスケア・介護予防・リハビリゾーン

介護保険利用者や事業者、サポートする家族が安心して暮らせる在宅介護・看護・医療の提案

生活機能の低下を防止、健康で生き生きとした生活を送るための提案

7月13日 基調講演「転機を迎えた地方行政とその運営課題」  
情報推進セミナー「レガシー改革と業務刷新」  
経営カンファレンス「新しい地域経営とブランド戦略」他

7月14日 危機管理セミナー「災害からより多くの人命を救うために」  
アウトソーシングセミナー

7月15日 防犯・防災対策セミナー  
交通バリアフリーシンポジウム「光のユニバーサルデザイン」  
少子化対策関連セミナー

7月13日 基調講演「地域包括ケアシステムの構築」  
シンポジウム「都市部の地域包括ケアシステムの構築をめざして」

7月14日 特別講演①「ケアマネジメントと利用者情報の保護～個人情報保護法と実践的コンプライアンス～」  
在宅ケア経営トピック①②③

7月15日 特別講演②「介護予防に果たす口腔ケアの役割」  
地域ケア②! 事例セミナー①②

●出展社プレゼンテーションセミナー

※セミナープログラムは変更になる場合があります



情 報

カプセル Now & New

村財政健全化プラン 北海道  
新篠津村

村は、行財政改革のより一層の推進を図るため、普通会計の歳出を5年間で3割削減することなどをめざす村財政健全化プランを策定した。職員との給与カットや定数見直し、社会資本整備の延期、村民への生活支援の見直しなどで、各年度の歳出を1億円以上削減していく。

総合教育プランの答申 青森県  
東通村

村は、村の有識者や公募住民などで組織する検討委員会から村の総合教育プラン「教育環境デザインひがしどおり21」の答申を受けた。学校体系の抜本的な見直しを進めることや優秀な人材を育成することなどを柱としており、村は実施できるものから実施していく。

コールセンターを誘致 山形県  
白鷹町

町は、CTI情報センター（東京都大田区）が運営するコールセンターを誘致し、4月1日から営業を開始した。企業側にとっては人件費が抑えられ、職員の定着率が高いなどが利点。コールセンターは町営の空き事務所に設置され、町は今後20人程度の雇用を見込んでいる。

町立幼稚園の保育料を 福島県  
磐梯町

無料化  
自立のまちづくりを推進している町は、流入人口を確保する

ための町の魅力づくりの一環として、4月から月額4500円の町立幼稚園の保育料を無料にした。新入園児と年長組に進級する計54人が今年度の対象で、平成18年度以降も無料化を継続していく意向。

町民向けに提言する 栃木県  
町民等の組織を設置 高根沢町

町は、町の将来像や住民の地域自治への関わり方などについて町民向けに提言をまとめる「まち普請志民の会」を設置した。町民など約100人で組織し、会合は月2回程度開催。興味のある分野についてワークショップ形式で研究・検討し、今年度末に提言をまとめる。

町立幼稚園に2学期 神奈川県  
制を試行導入 大井町

町は、今年度から町立小中学校で本格実施された2学期制に合わせ、町立幼稚園においても2学期制を試行導入した。小学生と園児の子どもがいる家庭で休みをそろえてほしいという声などを受けたもので、夏休みを1日短縮する一方、幼稚園でも4日間の「秋休み」を設けた。

本田技研工業に村有林 山梨県  
を貸し出し 小菅村

奥多摩湖上流に位置する村は、本田技研工業に村有林3haを貸し出し、北都留森林組合小菅事業所等の協力を得て同社社員に植林や下草刈りなどの森林保全活動を行ってもらう取り組みを開始した。期間は今年度から7年間で、都市との交流が促

進されるものと期待されている。

町長など特別職の期末三重県  
手当の一部をカット 朝日町

当面合併しないで自立を選択した町は、経費削減のための歳出見直しの一環として、町長、収入役、教育長、町議など特別職等の期末手当の一部をカットすることに決めた。町ではすでに助役を廃止したほか、出張旅費の日当を全廃するなどの歳出抑制策を導入している。

5年間の行財政改革 和歌山県  
案を策定 古座川町

町は、単独の町制運営に当たり、予想される交付税の削減などに対応するため5年間の行財政改革案「古座川町行財政計画」を策定した。経常収支比率85%以下、職員数の削減、徴収率の向上の3つを目標に掲げており、人員削減や組織改革、手当見直しなどを進めていく。

介護老人保健施設建設の 鳥取県  
財源にミニ公募債発行 江府町

町は、町民からの要望で計画した介護老人保健施設建設の財源の一部として、町民を対象としたミニ公募債を発行する。町民から資金を募り、計画に参加してもらおうのがねらい。施設は鉄骨3階建て80床で、事業費は約10億4000万円。今年度中の完成をめざしている。

全区間100円で乗降 広島県  
できるバスを運行 大野町

町は、バス利用率のアップを図るため、従来のバス事業を見直して3路線に統合、全区間1

00円で乗降できる「おおのハートバス」を運行している。町民アンケート結果を踏まえ、JRの駅への接続を増やしたほか、路線ごとに車体を色分けして利用しやすいようにした。

住民票写し等の交付事 高知県  
務を郵便局に委託 大方町

町は、経費削減で白田川支所を廃止したことに伴い、隣接する上川口郵便局に住民票写しと印鑑登録証明書の交付事務を委託した。電子公印付き専用ファクスを導入して対応し、年間600件の交付を想定している。町は取扱い1件当たり168円の手数料を郵便局に支払う。

町立の小中学校、幼稚 熊本県  
園に2学期制を導入 大津町

町は、町内の小中学校9校と町立幼稚園2園で2学期制を導入した。試行した小中学校2校の児童・生徒や保護者の理解が得られ、学習面・指導面での成果も確認されたことから導入に踏み切ったもので、10月の体育の日前後で前期・後期とする。

町職員有志等による 鹿児島県  
研究会を発足 川辺町

町は、住民の望む自治のあり方を研究するため、町職員有志等による研究会を発足させた。住民自治条例制定も視野に入れ、鹿児島大学と共同で月に1度勉強会を開催。結果は町の全職員にメールで送付するなど、情報共有も図っている。

カプセル Now & New

健康に生き抜く方法

禁煙について

医療法人健心会えんどうクリニック院長

遠藤 剛

■タバコはどうしてやめられないか？

「禁煙はつらい」、「禁煙したらかえってストレスとなり前より本数が増えた」という話をよく聞きます。

長年にわたる喫煙習慣のある人で、起床後30分以内に喫煙してしまう場合は、単なる癖や習慣だけでなく、「ニコチン依存症」になっている可能性があります。禁煙すると、「イライラして落ち着かない」、「頭が痛い」、「体がだるい、眠い」など、不快な「ニコチン離脱症状」が出現するため、ほとんどの人はやめたくてもなかなかタバコがやめられないのです。「本人の意思が弱いから」だけではありません。

■ニコチンを補給しながら禁煙できる？

やめたくてもやめられない人への治療方法として最近注目を集めているのは、「ニコチン置換療法」です。

これは、喫煙以外の方法でニコチンを供給し、不快な離脱症状を抑えて禁煙をサポートするもので、「ニコチンパッチ剤」を皮膚にはり、皮膚を介してニコチンを補給する方法や、「ニコチンガムを用いる方法」があります。

どちらか喫煙時より低いニコチン血中濃度を長時間維持することで、不快な症状を抑えます。

皮膚にはるだけ、ガムをかむだけ、喫煙の量や体質によってその効果が異なるため、注意が必要です。

また、「ニコチン置換療法」を行っているときにタバコを吸うと、摂取過多になり、「ニコチン中毒を引き起こす危険もありますので、「治療を始めたら一切タバコは吸わない」という強い意志を持たなければなりません。

■禁煙したらどのような変化が出てくるか？

禁煙を始めて、つらいヤマ場は3日目、3週間目、3か月目といわれています。ニコチン離脱症状のピークは禁煙開始の2〜3日後です。その後、徐々に本来の体の状態に戻っていきます。

しかし、世の中にはタバコの誘惑が一杯です。禁煙してしばらくすると、禁煙にむなしさを感じ、「一本だけなら大丈夫だろう」と思ったりします。特に楽しい喫煙の思い出が蘇るような場面に出くわすと、無性に吸いたくなるようですが、そのような心理的な欲求も時間の経過とともに薄れていきます。

血圧が正常化する、食べ物の味が分かる、歯茎や肌がきれいになるなど、うれしい効果があらわれるようになれば、禁煙は成功。タバコなしでもリラックスできている自分に驚くことうけあいです。

最後にタバコの欲求を抑える工夫を記しておきますので参考にしてください。

【タバコの欲求をおさえる工夫】

- 冷たい水や熱いお茶を飲む
- 歯ブラシを利用する(くわえる、噛む、軽く動かす、歯磨きをするなど)。
- 散歩や体操、深呼吸をする。
- 痛みや刺激で気を紛らす(ボールペンで掌を押す、耳のつばを爪で押さえる)。
- 少なくとも禁煙後2週間は宴会など酒の席や煙の多い場所を避ける。
- 野菜や昆布などを食べる。
- その他

UFJ信託銀行の相続関連サービス

ご自身の相続の準備をお考えの方へ

相続が発生してお困りの方へ

遺言信託

遺心伝心

遺したい「大切な気持ち」を伝えたい「大切な人」へ

遺産整理

わかち愛

遺してもらった愛を分かち合うお手伝い

相続と遺言のご相談はお気軽にUFJ信託銀行まで。

【本店】〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 Tel:03(3287)2211

UFJ信託銀行 http://www.ufjtrustbank.co.jp

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

随 想

■宇宙ロケットエンジン

随 想



秋 田 県 長  
た しろ 町 長  
田 代  
吉 田 光 明

平成17年2月26日、種子島宇宙センターから打ち上げられた、H・II Aロケットの打ち上げが成功した。

H・II Aロケット打ち上げに使用される主力エンジンLE・7Aを開発しているのが三菱重工工業株式会社名古屋誘導推進システム製

作所であり、LE・7Aエンジン開発のための燃焼試験を実施しているのが、秋田県田代町の田代燃焼試験場である。

H・II Aロケット打ち上げの土台の役割を担っている田代試験場は、秋田県と青森県の県境に位置する田代町澄川地区に昭和51年に



開会セレモニー



たけのご祭り名物、たけのご皮むき競争

田代町の毎年恒例春のイベント「たけのご祭り」の様子。今年で19年目を迎えた。

開設され、N・I、N・II、H・I、H・IIロケット用エンジンの開発を経て、現在はH・II Aロケットの第一段及び第二段推進システムと、LE・5B、LE・7Aエンジンの燃焼試験を実施している。

昭和51年に完成した第一試験場では、N・Iロケットの第二段推進システムとLE・3エンジンの燃焼試験を実施し、さらには、昭和53年に完成した第二試験場では、H・I、H・IIロケットの第一段及び第二段推進システムと、LE・5、LE・5A、LE・7エンジンの燃焼試験を実施し、その後、H・II Aロケットの第一段及び第二段推進システムと、LE・5B、LE・7Aエンジンの燃焼試験を実施している。その燃焼試験の成果がロケット打ち上げ成功の力ギとなっているのである。

田代試験場が開設されてから今年で30年目を迎え、30周年記念式典が開催されたので、席上での私のあいさつを紹介し、田代町から発信した国産ロケットエンジンの開発が、世界に向けて羽ばたくことを期待したい。

「開設当時は振り返るとき、田代町に宇宙開発の基地として、ロケットエンジン燃焼試験場のお話があり、調査の結果、最適地であることから、当時積極的に勧誘をしてくださいました、当町の

名誉町民・元秋田県知事小畑勇二郎氏のご尽力と、当時の宇宙開発事業団並びに三菱重工様のご厚意に感謝申し上げる次第であります。施設を拡充されながら、数多くのエンジン燃焼試験を重ね、世界一の性能を誇る国産ロケットエンジンの開発を成功に導きましたことは、この田代試験場抜きにして、我が国の宇宙開発は語れないところであり、私たち田代町民の誇りとするところであります。

また、田代試験場があることから、「青少年に宇宙の夢を・・・」との思いもあり、ロケット打ち上げ基地のある鹿児島県南種子島町との友好町の宣言を行い、交流を続けているところであり、これまでに530人余りの町民が南種子島町を訪問しています。田代町は種子島宇宙センターからロケットが打ち上げられるたびに成功を祈り、期待しております。特に本年2月26日の7号機の打ち上げ成功は、今後の打ち上げに大きな弾みとなるものであり、心からお慶びを申し上げます。

田代町は6月20日に大館市・比内町と合併し、新生大館市となりますが、本日向こう10年間の試験場用地をお使いいただけるよう、契約更新をいたしました。これまでに以上のご活用をいただき、我が国の宇宙開発に少しでもお役立ていただければ幸いです。」



# ゆとりとやすらぎのひととき

ご家族でのご利用に便利な、ダブルベッドルームをご用意いたしました。また、お一人様でゆったりとお過ごしいただくのに最適です。



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン



▲洋室シングル

## 土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。

ご家族の皆様方も割引料金でご利用いただけます。

シングル 119室 平日料金 9,817円(税・サ込)より
金曜日料金 シングル 8,344円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 シングル 7,854円(税・サ込)より

ダブル 12室 平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用 ※1名利用の場合11,072円(税・サ込)
金曜日料金 ダブル 11,289円(税・サ込) ※1名利用 9,326円(税・サ込)
土・日・祝日料金 ダブル 10,626円(税・サ込) ※1名利用 8,778円(税・サ込)

ツイン 17室 平日料金 18,480円(税・サ込)より 2名利用
金曜日料金 ツイン 15,708円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 ツイン 14,784円(税・サ込)より

### 全国町村会館へのアクセスガイド

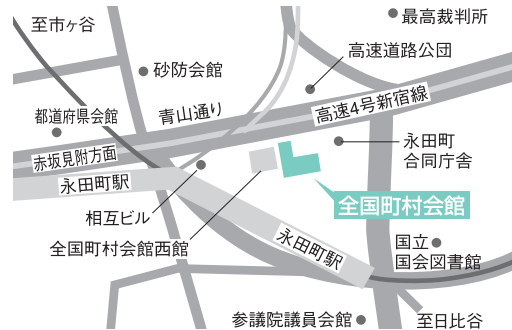
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせは



全国町村会館

TEL:03(3581)0471

FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>